第三十三条の二の三	法第五十一条第四項	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第四項
	法第五十一条の四第一項第二号	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の四第二項第一号
	規定する監事の	規定する法第四十六条の八第三号の
第三十三条の二の四	法	法第七十条の十四において読み替えて準用する法
第三十三条の二の五	法第五十一条第五項	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第五項
	法第五十一条の四第二項第二号	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の四第二項第二号
第三十三条の二の六第二項及び第三項	法第五十一条第二項の医療法人	地域医療連携推進法人
第三十三条の二の七	社団たる医療法人	地域医療連携推進法人
	法第五十一条の二第一項	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の二第一項
第三十三条の二の九	法第五十一条の三に規定する医療法人	地域医療連携推進法人
	同条	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の三
第三十三条の二の十	法第五十一条の三	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の三
	法第五十一条の二第三項の承認をした社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会	法第七十条の十四において準用する法第五十一条の二第三項の承認をした社員総会
第三十三条の二の十一	法第五十一条の四第一項及び第二項	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条の四第二項
第三十三条の二の十二第一項	法第五十二条第一項	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項
第三十三条の二の十二第二項	法第五十二条第二項	法第七十条の十四において準用する法第五十二条第二項

（解散の認可の申請）

第三十九条の二十三　法第七十条の十五において読み替えて準用する法第五十五条第六項の規定により、解散の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、認定都道府県知事に提出しなければならない。

一　理由書

二　法又は定款に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類

三　財産目録及び貸借対照表

四　残余財産の処分に関する事項を記載した書類

（定款の変更の認可）

第三十九条の二十四　法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第三項の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、認定都道府県知事に提出しなければならない。

一　定款変更の内容（新旧対照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類

二　定款に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類

2　定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに病院等を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、当該病院等の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3　定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに第一種社会福祉事業に係る施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、当該施設の従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

第三十九条の二十五　法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、主たる事務所の所在地に関する事項及び公告方法に関する事項とする。

（重要な事項）

第三十九条の二十六　法第七十条の十八第二項に規定する厚生労働省令で定める重要な事項は、法第七十条の十七第六号に掲げる事項に係るものとする。

（代表理事の選定等の認可の申請）

第三十九条の二十七　法第七十条の十九第一項の規定により、代表理事の選定の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に、当該代表理事となるべき者の履歴書を添えて認定都道府県知事に提出しなければならない。

一　当該代表理事となるべき者の住所及び氏名

二　選定の理由

2　法第七十条の十九第一項の規定により、代表理事の解職の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を認定都道府県知事に提出しなければならない。

一　当該代表理事の住所及び氏名

二　解職の理由

（医療連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課）

第三十九条の二十八　法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める財産は、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後の医療連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第一項の医療連携推進認定の取消しの日以後に確定したものとする。